

富山県一般公衆浴場燃料価格 高騰対策事業費補助金

富山県では、中東情勢等の影響による燃料価格（重油、灯油）の高騰により大きな影響を受ける一般公衆浴場の負担を軽減するため、燃料価格の高騰相当分の一部を緊急的に支援します。

対象

富山県内において、経営改善に取り組む一般公衆浴場を経営する事業主

「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により、知事の許可を受けた施設であり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の価格が統制されている施設をいいます。

「経営改善」とは、中東情勢等の影響による燃料価格の高騰を受け、例えば、燃料経費の節減のため、ボイラーの清掃・メンテナンスの頻度を増やすなどの取り組みの他、客数の増加を目指した取り組みなどのことをいいます。

補助額・上限額

燃料（重油・灯油）の合計使用量※（ℓ）×31円/ℓ（県設定単価）×1/3
千円未満切り捨て、上限額＝1公衆浴場あたり170,000円

※令和8年4月1日から令和8年9月30日までに補助対象者が購入し納入された一般公衆浴場の運営に直接用いる重油及び灯油の量（ℓ）

提出書類

- （1）交付申請書及び実績報告書（様式第1号）
- （2）燃料購入実績表（様式第2号）
- （3）燃料購入実績を証する納品書、領収書等の写し

申請期限

令和8年11月30日（月）まで

申請方法

「富山県電子申請サービス」から申請を行ってください。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>

※電子申請サービスが難しい場合は、郵送にて提出してください。

※申請様式等については、富山県ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.pref.toyama.jp/1207/2026ippankosyuyokujonenryokotohojo.html>

◆電子申請
サービス



◆県HP



お問い合わせ

富山県厚生部生活衛生課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL：076-444-3229

E-MAIL：aseikatsueisei@pref.toyama.lg.jp

